

茂原市社会教育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後			現 行		
(補助事業) 第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるもので市長が認めるものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>成人教育</u> に関する事業 (4)～(6) (略)			(補助事業) 第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げるもので市長が認めるものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>女性の社会参加</u> に関する事業 (4)～(6) (略)		
別表 (第5条関係)			別表 (第5条関係)		
補助対象事業	補助対象事業の種目	補助金の額	補助対象事業	補助対象事業の種目	補助金の額
青少年教育の普及、向上又は奨励のための援助、助言の事業	青少年相談員活動事業	補助対象経費の3分の2以内に県補助金を加えた額以内とする。	<u>(1)</u> 青少年教育の普及、向上又は奨励のための援助、助言の事業	青少年相談員活動事業	補助対象経費の3分の2以内に県補助金を加えた額以内とする。
	P T A連合会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。		P T A連合会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	青少年育成茂原市民会議活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。		青少年育成茂原市民会議活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	青少年補導員連絡協議会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。		青少年補導員連絡協議会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
青少年健全育成に関する事業	子ども会育成連合会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。	<u>(2)</u> 青少年健全育成に	子ども会育成連合会活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。

改正後			現行		
業	ボーイスカウト活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。	関する事業	ボーイスカウト活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	茂原少年少女発明クラブ活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。		茂原少年少女発明クラブ活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
	子どもセンター活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。		子どもセンター活動事業	補助対象経費の3分の2以内とする。
芸術文化の普及、向上又は奨励のための援助、助言の事業	文化協会活動事業	補助対象経費以内とする。	(3) <u>女性の社会参加に関する事業</u>	連合婦人会活動事業	<u>補助対象経費の4分の3以内とする。</u>
	もばら音楽祭事業	補助対象経費の4分の3以内とする。	(4) 芸術文化の普及、向上又は奨励のための援助、助言の事業	文化協会活動事業	補助対象経費以内とする。
芸術文化振興に関する催しの開催事業	茂原交響楽団活動事業	補助対象経費以内とする。 <u>(茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。)</u>	(5) 芸術文化振興に関する催しの開催事業	もばら音楽祭事業	補助対象経費の4分の3以内とする。
	茂原市音楽協会活動事業	補助対象経費以内とする。 <u>(茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。)</u>		茂原交響楽団活動事業	補助対象経費以内とする。 <u>(茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。)</u>

改正後			現 行		
		<u>を原資とする。)</u> 。		茂原市音楽協会活動事業	<u>同上</u>
	音楽文化振興団体活動事業	<u>補助対象経費以内とする（茂原市衛藤五郎音楽文化振興基金の積立金、当該積立金の運用益及び当該基金に対する特定寄付金を原資とする。)</u> 。		音楽文化振興団体活動事業	<u>同上</u>
文化財の保護、保存、伝承、活用に関する事業	郷土芸能等保存団体活動事業	補助対象経費以内とする。	(6) 文化財の保護、保存、伝承、活用に関する事業	郷土芸能等保存団体活動事業	補助対象経費以内とする。